

不妊症等に関する支援推進条例

前文

条例策定の背景と趣旨

- ❑ 加齢とともに妊孕性等が低くなり、不妊症等となる可能性は高まること及び不妊症等の原因は男女ともにあることが明らかとなっている。そのため、妊娠を希望する者は、早期に不妊症等に係る検診を受けることが望ましい。
- ❑ 生殖補助医療により出生した子の割合は増加の傾向にあり、不妊症等に関する支援の必要性が高まっている。
- ❑ 不妊症等について、必要な情報の提供及び希望する治療を必要に応じて受けられる体制の整備が不十分なことや不妊症等の治療についての理解が得られないこと等から、不妊症等の治療を断念する者もいる。
- ❑ 不妊症等の治療は長期間にわたることも多いため、治療を受ける者の身体的、精神的及び経済的な負担は大きい。
- ❑ 結婚並びに妊娠及び出産における個人の自由な意思を尊重しつつ、社会全体で不妊症等に関する支援をより一層推進するため、条例を制定する。

第1章 総則

定義

- ◆ 「不妊症」
妊娠を希望し、避妊をしないで性交を反復している男女が、おおむね1年以上妊娠しない状態
- ◆ 「不育症」
流産、死産又は生後1週間以内の新生児の死亡を2回以上繰り返す状態
- ◆ 「不妊症等」
不妊症及び不育症
- ◆ 「生殖補助医療」
生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第2条第1項に規定する生殖補助医療
- ◆ 「プレコンセプションケア」
県民が性及び健康に関する知識を持ち、妊娠及び出産の希望を含む自らの将来を考え、健康管理を行うこと

不妊症等に関する支援推進条例

第1章 総則

基本理念

地域社会の構成員が一体となって、不妊症等に関する支援をより一層推進していくための基本理念を規定

- 専門的な知見に基づいて総合的に取り組むこと
- 不妊治療等と就労その他の社会生活とを両立することができ、安心して不妊治療等を受けることができる環境を整備すること
- 年齢、性別、心身の状態その他の県民それぞれが置かれている状況に応じた必要な支援が受けられること
- 県、市町、医療関係者、事業者、教育関係者、県民の参画と協働により推進すること

各主体の役割

県の役割

- ◇不妊症等に関する支援の推進するための総合的な施策を策定し、及び実施
- ◇関係者と相互に連携を図るとともに、不妊症等に関する支援体制の整備その他必要な措置を講ずる

市町の役割

- ◆県が実施する施策に協力し、地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努める

医療関係者の役割

- ◆県及び市町が実施する施策に協力し、良質かつ適切な不妊治療等を提供するよう努める

事業者(※1)の役割

- ◆従業員が不妊治療等と就労とを両立できるよう配慮するとともに、職場における不妊症等に関する理解を醸成するために必要な措置を講ずるよう努める

教育関係者の役割

- ◆児童、生徒及び学生が性及び健康に関する十分な知識を持ち、並びに食生活、運動、休養等についての健康な生活習慣の確立を図るために必要な措置を講ずるよう努める

県民の役割

- ◆妊娠、出産及び不妊症等に関する十分な知識を持ち、当事者等に対する理解を深めるよう努める

◇ 義務規定

◆ 努力義務規定

※1「事業者」 他人を使用して事業を営む者

不妊症等に関する支援推進条例

第2章 不妊治療等の充実並びにプレコンセプションケア及び定期健診等の推進

取組内容

不妊治療等の充実

◇相互に連携を図り、心身の状態に応じた不妊治療等の提供 **医療**

◆先進医療を提供する体制の充実 **医療**

◆不妊治療等の実態を把握し、必要な措置を講ずる **県**

プレコンセプションケアの推進

◆妊娠、出産及び不妊症等に関する知識並びに当事者等に関する理解を県民が深めることができるよう、相互に連携し、プレコンセプションケアの推進に努めるとともに、その推進を図るために必要な環境を整備

県 市町 医療 事業者 教育

定期健診等の推進

◆定期健診等（定期的な健康診断及び不妊症等に係る検診）の必要性に関する知識の普及及び啓発に取り組むとともに、県民が定期健診等を受けやすい環境の整備 **県 市町 医療 事業者 教育**

その他の措置

◆相互連携及び県民への正確な情報発信

県 市町 医療 事業者 教育

第3章 不妊症等に関する支援に係る環境の整備

取組内容

相談機能の強化

◇相談窓口を周知するとともに相談機能の強化を図る **県**

◆当事者等以外の者が相談できる体制の整備 **県 市町 事業者**

◇不妊症等に関する相談への適切な対応 **医療**

◇不妊症等の相談に係る個人情報適正に取り扱うとともにプライバシーの保護への十分な配慮 **県 市町 医療 事業者**

その他の措置

◆相互連携及び県民への正確な情報発信

県 市町 医療 事業者 教育

不妊治療等と就労の両立の推進

◇事業者に対し、不妊治療等を受けながら就労の継続を図るための知識の普及及び啓発その他の必要な支援を行い、不妊治療等と就労との両立を推進 **県**

◆不妊治療等を受ける従業員が不妊治療等と就労を両立できるよう、柔軟な働き方の推進その他の必要な措置を講ずる **事業者**

不妊症等に関する支援推進条例

第4章 不妊症等に関する支援を推進するための計画の策定

取組内容

不妊症等に関する支援の推進するための計画の策定

- 不妊症等に関する支援に係る施策の計画的な推進を図るため、次に掲げる県が定める計画において必要な事項を定める 県

具体の計画

- 次世代育成支援対策推進法第9条に規定する県行動計画
- こども基本法第10条に規定する県こども計画
- 成育医療等基本方針に基づき策定する計画

第5章 雑則

行財政上の措置等

- ◇不妊症等に関する支援を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずる 県

補則

- ◇当条例の施行に関して、必要な事項は、規則で定める 県

附則

令和7年7月1日から施行する